

空き家購入に対する補助金の交付 (音更町空き家活用定住促進事業補助金)

町は、音更町空き家等対策計画に基づき空き家を活用して、移住・定住の促進を図るとともに、子育て世帯等の居住の安定を図るため、居住する目的で空き家を購入する人に費用の一部を補助します。

1 補助の対象

補助の対象となる空き家

- 最近6ヶ月間以上使用していない空き家とその敷地

補助対象者

- ① 空き家を購入しその空き家又は建替え後の住宅に入居するもの
- ② 居住している市町村における市町村税（国民健康保険を除く）を滞納していないこと
- ③ 暴力団員でないこと
- ④ 入居後3年以上継続して居住し、かつ、町内会に加入するもの
- ⑤ 空き家の売買が1親等以内の親族間によるものでないこと
- ⑥ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと

2 補助金の額

購入費の1/3（上限50万円）

※1,000円未満は切捨て

子育て世帯等(※1)の場合

10万円加算

転入世帯(※2)の場合

10万円加算

改修等工事費(※3)の1/3（上限50万円）加算 ※1,000円未満は切捨て

15万円以上の改修等工事を町内事業者(※4)で実施した場合 10万円加算

(※1) 以下のいずれかに該当するもの

- ・18歳以下の子を扶養する親子のみで構成される世帯
- ・妊婦、妊婦及び配偶者（内縁関係も含む）又は妊婦を含む親子のみで構成される世帯
- ・配偶者を得てから5年以内で満50歳未満の夫婦のみで構成される世帯

(※2) 町外から転入する者のみで構成される世帯（売買契約締結日の前1年以内に町民であった場合を除く）

(※3) 空き家の除却・処分費用については建物、外構、家財等全てを対象とする

改修・建築費用については建物と外構の駐車場・門・塀は対象、設置する家財・装飾品等は対象外

(※4) 音更町内に本店、支店、事業所若しくは営業所を有し事業を営む法人又は町内に住所を有する個人の事業者とする。15万円以上の工事費が対象

3 補助金の交付申請

次の書類を提出してください。

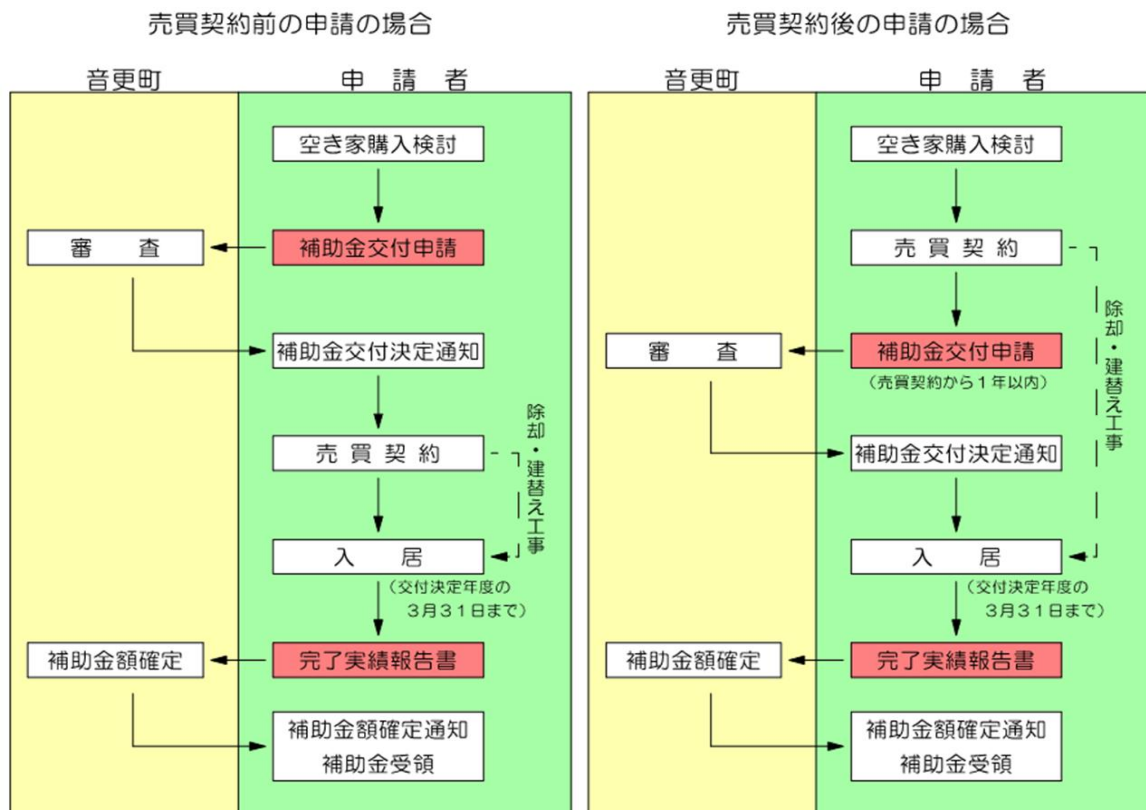
- 補助金等交付申請書
- 住民票（世帯全員分）の写し
- 町税納入状況等調査同意書
- 居住している市町村の納税証明書（町外在住の場合）
- 売買契約締結日の前6ヶ月以上空き家を使用していないことがわかる書類
- 空家の売買に係る契約書の写しまたは売買金額のわかる書類
- 改修工事等の内容と金額のわかる書類および工事をする部分の写真（改修等加算の場合）
- 誓約書（非暴力団員、3年以上居住・町内会加入、非親族間売買について）

4 完了実績報告

購入した空き家又は建替え後の住宅へ入居した時は、次の書類を提出してください。

- 補助事業等実績報告書
- 購入した空き家（建替え・改修の場合は建替え・改修後の住宅）の写真
- 建物および土地の登記事項証明書の写し
- 空き家の売買または改修等に係る領収書の写し
- 町内会への加入が確認できるもの

5 補助手続きの流れ



※売買契約から1年以内であれば入居後に申請することもできます。
(ただし、改修等加算の場合は原則として事前申請が必要です)

6 補助制度における注意事項

空き家の売買契約前、又は契約の日から1年以内に申請してください

購入した空き家又は建替後の住宅に入居した後に申請することも可能（改修等工事費加算の場合は原則として事前の申請が必要）ですが、空き家の売買契約の日から1年以内に補助金の交付申請を行ってください。提出していただいた申請書等を審査し、要件に適合していることを確認した後、補助金交付決定通知書を送付します。

交付決定を受けた年度の3月31日までに入居してください

交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに購入した空き家又は建替え後の住宅に入居し、完了実績報告書を提出してください。

交付決定の取消し

次のような場合は補助金の交付決定を取り消すことがあります。また、既に補助金が交付されている時は返還していただきます。

- 虚偽の申請により不正な交付決定を受けたとき
- 購入した空き家（建替えの場合は建替え後の住宅）に入居しないとき
- 3年以上継続して居住しないとき、または町内会を脱退したとき

お問合せ先 音更町建設部住宅課住宅対策係
〒080-0198 音更町元町2番地
TEL： 42-2111 FAX： 42-2142
メールアドレス：juutaku@town.otofuke.hokkaido.jp
ホームページ：http://www.town.otofuke.hokkaido.jp/
